

外出・外泊についてのお知らせ

令和6年4月1日より

基準*を満たしている場合に限り、
外出・外泊が可能 となります。

* **基準を満たしている場合とは、新型コロナウイルスとインフルエンザの定点医療機関報告による感染者数（定点あたり報告数）が「10未満」の場合です。**

※ 外泊先に感染者や体調不良者がいる場合は、外泊できません。

※ 今後の感染症の流行状況により、変更させていただく場合もあります。
予めご了承くださいますようお願い致します。

感染防止にご理解ご協力いただきますよう、よろしくようお願い致します。

令和6年4月1日

独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター西病院 院長